

特定避難勧奨地点から避難されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置の適用について

平成23年8月8日
北陸電力株式会社

当社は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力災害対策特別措置法に基づき設定された特定避難勧奨地点から避難されたお客さまが、当社の供給区域内において、需給契約を新たに締結、廃止、または変更の申し出をされた場合に、以下の特別措置を講ずることといたします。

なお、今回の特別措置について、本日（8月8日）経済産業大臣宛に申請し、認可されましたのでお知らせします。

1. 対象となるお客さま

原子力災害対策特別措置法に基づき設定された特定避難勧奨地点から避難され、当社の供給区域内において、需給契約を新たに締結、廃止、または変更される申し出をされたお客さま。

2. 需給契約を新たに締結される場合の特別措置

(1) 早収期間について¹

特定避難勧奨地点の設定がなされた日以降、当該お客さまの避難された日の属する月（以下、「避難月」）の当月分、避難月の翌月分および避難月の翌々月分の電気料金は、早収期間経過後も早収料金²を適用いたします。

(2) 支払期限について³

特定避難勧奨地点の設定がなされた日以降、当該お客さまの電気料金の支払期限を、避難月分は3ヶ月間、避難月の翌月分は2ヶ月間、避難月の翌々月分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

3. 需給契約の廃止または減少にともなう電気料金等の精算についての特別措置

当該お客さまが、新增設後1年未満でご契約を廃止または減少される場合、電気料金および工事費の精算額は申し受けません。

以上

1 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。

2 早収料金とは、早収期間内にお支払いいただいた場合の電気料金をいいます。なお、早収期間を経過してお支払いいただいた場合は、遅収料金（早収料金にその3パーセントを加えたもの）を適用いたします。

3 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）